

災害時における支援協力に関する協定書

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会（以下「全公連」という。）と全公連を構成する公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）は、公嘱協会の主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の区域内で発生した大規模災害により被害が生じたとき、被災地公嘱協会の要請に基づき、支援協力を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定め、被災地域の早期復旧に資することを目的として本協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害その他の災害が発生したときに適用する。

（支援協力の内容）

第2条 支援協力の主な内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 被災地の復旧に向けた資料収集、現地調査及びデータの整理
- (2) 被災地における不動産に関する相談所の開設
- (3) 人的支援による被災地行政機関のサポート
- (4) 義捐金の拠出
- (5) 支援物資の調達及び搬入
- (6) その他必要な支援

（支援協力の要請）

第3条 全公連は、被災地公嘱協会の要請に基づき全国の公嘱協会に速やかに支援協力を要請する。

（有効期間）

第4条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、解除の申し出がない限り継続するものとする。

（経費の負担）

第5条 支援活動に要する経費は、その都度協議するものとする。

（業務災害保険等の負担）

第6条 本支援業務に係る業務災害保険等については、全公連と関係協会が支援業務ごとに保険会社と個別に契約し、保険料を支払うものとする。

(協定に含まれない事項)

第7条 この協定に定めのない事項が生じた場合には、全公連内に設置する対策本部が被災地公団協会と協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 50 通を作成し、全公連及び全国の公団協会それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 23 年 8 月 1 日